

市川市献血推進協議会要綱

(設置及び目的)

第1条 本市に、献血思想の普及と献血者の組織化を図り輸血用血液の確保と医療の万全を期するため、市川市献血推進協議会(以下「協議会」という。)を設ける。

(事業)

第2条 協議会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 住民に対し積極的な献血思想の普及に関すること。
- (2) 会社、工場等又は一般市民による献血の実施及び推進に関すること。
- (3) 献血計画の樹立に関すること。
- (4) 保健所献血推進協議会との連絡に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要と認める事業に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長1名、副会長1名、委員17名をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 委員の欠けた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、進行役を務める。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、やむを得ない事由があると認めるときは、書面又はウェブ会議の方法により協議会の会議を開催することができる。

(報償金)

第6条 市長は、出席した委員(別表行政関係者の項及び教育関係者の項(同項第1号に掲げる者を除く。))に掲げる者を除く。)に対し、報償金として日額9,100円を支給する。

(事務処理)

第7条 協議会の事務は、保健部保健医療課において処理する。

(委任事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が定める。

附則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和57年8月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和61年8月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年8月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

別表（第3条関係）

医療関係者	(1) 一般社団法人市川市医師会 (2) 一般社団法人市川市歯科医師会 (3) 一般社団法人市川市薬剤師会
教育関係者	(1) 学校法人千葉学園千葉商科大学附属高等学校 (2) 千葉県立市川工業高等学校 (3) 市川市教育委員会
事業所関係者	(1) 市川商工会議所 (2) 京葉瓦斯株式会社 (3) TDK株式会社 (4) 市川港開発協議会
献血協力団体の代表者	(1) 市川市赤十字奉仕団 (2) 行徳ライオンズクラブ (3) 市川南ロータリークラブ
地域住民	(1) 市川市自治会連合協議会 (2) 市川市婦人団体連絡協議会 (3) 市川PTA連絡協議会
行政関係者	(1) 千葉県市川健康福祉センター (2) 市川市消防局 (3) 市川市